

改正

平成29年6月30日条例第26号

曾於市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、曾於市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、曾於市議会（以下「議会」という。）における会派及び会派に所属しない議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び会派に属しない議員に対して交付する。

(会派に対して交付する政務活動費)

第3条 会派に対して交付する政務活動費の額は、会派の所属議員数に応じ、議員一人につき月額10,000円の割合をもって算定した額とする。

2 前項の所属議員数は、毎月1日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数による。

3 月の中途において次に掲げる事由が生じた場合は、前2項による政務活動費の算定にあたっては、その月の翌月の基準日からこれらの事由が生じたものとみなす。

- (1) 議員の任期満了又は議会の解散
- (2) 議員の死亡、辞職、失職又は除名
- (3) 議員の会派への入会
- (4) 議員の所属会派からの脱会又は除名
- (5) 会派の結成又は解散

4 会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

(会派に属しない議員に対して交付する政務活動費)

第4条 会派に属しない議員に対して交付する政務活動費の額は、基準日において月額10,000円の割合をもって算定した額とする。

2 月の中途において次に掲げる事由が生じた場合は、前項の政務活動費の算定にあたっては、その月の翌月の基準日からこれらの事由が生じたものとみなす。

- (1) 新たな議員の選出
- (2) 議員の任期満了又は議会の解散
- (3) 議員の死亡、辞職、失職又は除名
- (4) 議員の会派への入会

(交付の方法)

第5条 政務活動費は、毎年度4月20日（以下「交付日」という。）に当年4月から翌年3月までの額を一括して交付する。ただし、年度の中途において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの額を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、年度の中途において新たに結成した会派及び新たに選出された議員から交付の申請があった場合は、市長は速やかに交付額及び交付日を決定し、当該申請者に対し通知しなければならない。

3 政務活動費の交付日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び祝日法による休日でない日に交付する。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派又は議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に充てることができるものとする。

2 前項の経費は別表に定める用途基準によるものとする。

3 政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動及び私人としての活動に要する経費に充てることができない。

4 会派及び議員は、政務活動費を前3項の規定に従って適正に使用しなければならない。

(経理責任者)

第7条 会派は、政務活動費に関する経理の責任者（以下「経理責任者」という。）を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、それぞれ様式第1号及び様式第2号に、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は解散の日、議員であった者は議員でなくなった日から20日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(異動に伴う政務活動費の追加交付及び返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派に、年度の中途において所属議員数の異動が生じた場合は、当該異動の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が議員数の異動を勘案して算定した政務活動費の額を下回るときは、会派に対して当該下回る額を追加して交付し、上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員が、年度の中途において解散又は議員でなくなったときは、会派については解散の日、議員については議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は当月）以降分の政務活動費を返還しなければならない。

(残余の返還)

第10条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員が、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、曾於市情報公開条例（平成17年曾於市条例第11号）の規定に基づき、収支報告書等の公開を求めることができる。

(透明性の確保)

第12条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 6 月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 6 条関係）

項目	内訳
調査研究費	会派又は議員が市の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査委託を行うことに関する経費（資料印刷費，調査委託費，文書通信費，交通費，宿泊費等）
研修費	会派又は議員が研修会を開催するために必要な経費及び他者等が開催する研修会の参加に要する経費（講師謝金，会場費，交通費，宿泊費，文書通信費，参加費等）
広報費	会派又は議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費（広報紙・報告書等印刷費，会場費，副食費，文書通信費，交通費等）
広聴費	会派又は議員が行う，住民からの市政並びに会派又は議員の活動に対する要望及び意見の聴取，住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費，会場費，副食費，文書通信費，交通費等）
要請・陳情活動費	会派又は議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費（資料印刷費，文書通信費，交通費，宿泊等）
会議費	会派又は議員が開く各種会議に要する経費及び他者が開催する意見交換会等の会議へ会派又は議員として参加するのに要する経費（会場費，資料印刷費，交通費，宿泊費，文書通信費，参加費等）
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費，翻訳料，事務機器購入費，リース費等）
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書，資料等の購入に要する経費（書籍購入費，新聞雑誌購読料，有料データベース利用料等）
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費（給料，手当，賃金等）
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費（賃借料，維持管理費，備品購入費，文書通信費，事務機器購入費，リース代等）

様式第1号（第8条関係）
会派に係る政務活動費収支報告等

平成 年 月 日

曾於市議会議長

殿

会派名
経理責任者

印

平成 年度政務活動費収支報告について

曾於市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(別紙)

平成 年 月 日

曾於市議會議長

殿

会派名

1 収 入

政務活動費

円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		

3 残 額

円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第2号（第8条関係）
議員に係る政務活動費収支報告等

平成 年 月 日

曾於市議会議長

殿

議員名

印

平成 年度政務活動費収支報告について

曾於市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(別紙)

平成 年 月 日

曾於市議會議長

殿

議員名

1 収 入

政務活動費

円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		

3 残 額

円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。